

令和 2 年 3 月 5 日

総務部男女共同参画推進センター

江東区男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区男女共同参画推進センター条例の一部の改正を行い、江東区男女共同参画推進センターの使用料を改定する。

2 改正の概要

- (1) 使用料をおおむね 20% 引き上げる。
- (2) 施行日前に行った利用の承認について経過措置を定める。

3 新旧対照表

2～4 ページのとおり

4 施行日

令和 2 年 10 月 1 日

江東区男女共同参画推進センター条例 新旧対照表

現行						改正案					
第1条・第2条 (略)						第1条・第2条 (略)					
(施設)						(施設)					
第3条 推進センターには、次の施設を設ける。						第3条 推進センターには、次の施設を設ける。					
(1) <u>レク・ホール</u> 、会議室、研修室、和室、展示・交流コーナー						(1) <u>レクホール</u> 、会議室、研修室、和室、展示・交流コーナー					
(2)～(6) (略)						(2)～(6) (略)					
第4条～第13条 (略)						第4条～第13条 (略)					
別表 (第7条関係)						別表 (第7条関係)					
施設	区分	午前 (午前 9時から 12時まで)	午後 (午後 1時から 5時まで)	夜間 (午後 6時から 10時まで)	延長・ 早貸し (30 分につ き)	施設	区分	午前 (午前 9時から 12時 まで)	午後 (午後 1時から 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 10時 まで)	延長及 び早貸 (30 分につ き)
レ ク ・ ホ ー ル	平日	<u>1, 9</u> <u>00円</u>	<u>3, 8</u> <u>50円</u>	<u>4, 7</u> <u>00円</u>	<u>400</u> 円	レ ク ホ ー ル	平日	<u>2, 2</u> <u>50円</u>	<u>4, 6</u> <u>00円</u>	<u>5, 6</u> <u>00円</u>	<u>450</u> 円
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>2, 2</u> <u>50円</u>	<u>4, 5</u> <u>00円</u>	<u>5, 7</u> <u>00円</u>	<u>470</u> 円		土曜日、 日曜日及 び休日	<u>2, 7</u> <u>00円</u>	<u>5, 4</u> <u>00円</u>	<u>6, 8</u> <u>00円</u>	<u>550</u> 円
第 1 会 議 室		<u>850</u> 円	<u>1, 7</u> <u>00円</u>	<u>2, 0</u> <u>50円</u>	<u>180</u> 円	第 1 会 議 室		<u>1, 0</u> <u>00円</u>	<u>2, 0</u> <u>00円</u>	<u>2, 4</u> <u>50円</u>	<u>200</u> 円
第		<u>350</u>	<u>700</u>	<u>850</u>	<u>70円</u>	第					

2 会 議 室		円	円	円	
研 修 室		<u>700</u> 円	<u>1,350</u> 円	<u>1,750</u> 円	<u>140</u> 円
和 室		<u>1,400</u> 円	<u>2,650</u> 円	<u>3,250</u> 円	<u>280</u> 円
音 楽 ス タ ジ オ		2時間につき <u>1,800</u> 円			<u>440</u> 円
創 作 室		<u>850</u> 円	<u>1,700</u> 円	<u>2,050</u> 円	<u>180</u> 円
調 理 実 習 室		<u>1,750</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,400</u> 円	<u>360</u> 円

備考

1～3 (略)

4 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して施設を利用する場合の使用料は、本表

第 2 会 議 室		<u>400</u> 円	<u>800</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>80</u> 円
研 修 室		<u>800</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>150</u> 円
和 室		<u>1,650</u> 円	<u>3,150</u> 円	<u>3,900</u> 円	<u>300</u> 円
音 楽 ス タ ジ オ		2時間につき <u>2,150</u> 円			<u>500</u> 円
創 作 室		<u>1,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,450</u> 円	<u>200</u> 円
調 理 実 習 室		<u>2,100</u> 円	<u>4,200</u> 円	<u>5,250</u> 円	<u>400</u> 円

備考

1～3 (略)

4 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して施設を利用する場合の使用料は、本表

に定める額の100分の150相当額とする。

5 (略)

に定める額の100分の150相当額を上限とする。

5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。